

会社法の見直しに向けた論点の検討(3)

第1 会社法に基づく事業報告及び計算書類と金融商品取引法に基づく有価証券報告書を一体の書類として作成する場合における会社法上の監査の対象等

仮に、会社法に基づく事業報告及び計算書類と金融商品取引法に基づく有価証券報告書を一体の書類として作成し、これを株主総会前に開示することとした場合に、会社法上の監査の対象や会社法上の監査役の責任の範囲について、どのように整理されるのか。

(補足説明)

1 問題の所在

金融商品取引法に基づく有価証券報告書を株主総会前に開示すべきであるとの要請があるが、仮に、会社法に基づく事業報告及び計算書類と金融商品取引法に基づく有価証券報告書を一体の書類として作成し、これを株主総会前に開示することとした場合には、会社法上の監査の対象や会社法上の監査役の責任の範囲についてどのように整理されるのかが不明確であるとの指摘がある。

2 検討

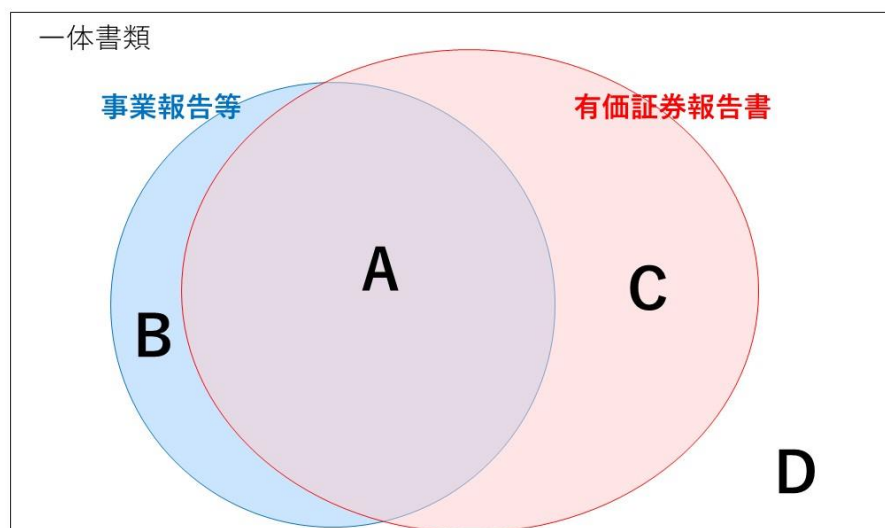
会社法に基づく事業報告及び計算書類と金融商品取引法に基づく有価証券報告書を一体の書類として作成する場合には、金融商品取引法に基づく有価証券報告書に会社法に基づく事業報告及び計算書類に記載すべき事項が記載されることが想定されるところ（会社法第325条の3第3項参照）、このような場合には、次のように整理することが考えられるのではないかと¹。

- (1) 会社法第436条第1項及び第2項に規定する監査役の監査の対象は、会社法に基づく事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書であるから、下図のA及びBについては会社法第436条第1項及び第2項に規定する監査役の監査の対象となるが、下図のC及びDについては会社法第436条第1項及び第2項に規定する監査役の監査の対象には含まれない。
- (2) 下図のA、B、C及びDのいずれに分類されるのかについては、記載の内容に加え、その形式や体裁等によって客観的に判断される。
- (3) 監査役は、会社法第436条第1項及び第2項に規定する監査をする義

¹ 監査役の金融商品取引法上の責任（金融商品取引法第24条の4（虚偽記載のある有価証券報告書の提出会社の役員等の賠償責任）等）については、ここでは検討の対象としていない。

務だけではなく、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の作成及び開示に関する取締役の職務執行を監査する義務を負うことから（会社法第381条第1項）、下図のC及びDについても、取締役の職務執行を監査する義務に違反したことにより虚偽の記載がされた場合等には、会社法上の責任を負うことがある。

(図)



- A：会社法に基づく事業報告及び計算書類に記載すべき事項であるとともに、金融商品取引法に基づく有価証券報告書に記載すべき事項
- B：会社法に基づく事業報告及び計算書類に記載すべき事項であるが、金融商品取引法に基づく有価証券報告書に記載すべき事項ではないもの
- C：金融商品取引法に基づく有価証券報告書に記載すべき事項であるが、会社法に基づく事業報告及び計算書類に記載すべき事項ではないもの
- D：会社法に基づく事業報告及び計算書類に記載すべき事項でもないし、金融商品取引法に基づく有価証券報告書に記載すべき事項でもないもの

第2 「会議体」としての株主総会の意義に関連する見直し

本研究会においては、バーチャル株主総会等の株主総会に関連する事項がいくつかり取り上げられている。それぞれの事項ごとに検討すべき論点は様々であるが、「会議体」としての株主総会の意義についての考え方が影響し得る論点もある。特に、補足説明の2から4までの事項については、会社法の見直しとして検討すべきか否かについても、「会議体」としての株主総会の意義についての考え方の相違によって意見が分かれ得るところである。

そこで、本研究会においては、「会議体」としての株主総会の意義をどのように考えるかについて議論を行いつつ、意見の集約が可能である範囲を見極め、その範囲において見直しの検討をすることができる事項を取り上げて更に検討を進めるとともに、見直しの検討をすることが困難であると考えられる事項については中長期的な課題であると整理することが考えられる。

このような進め方について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 「会議体」としての株主総会の意義

株主総会は、株主が一堂に会することができる「会議体」として開催されるものであり、そこで審議し、決議されたものが株主総会の決議であるとされる。もっとも、この点については、例外があり、株主総会の目的である事項についての提案に対して株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすとされており（会社法第319条第1項）、常に「会議体」の開催が必要であるとされているわけではない。また、取締役会設置会社においては、株主総会の目的として定められた事項以外の事項については決議することができないとされており（会社法第309条第5項）、「会議体」であるからといって、株主総会において決議することができる事項の全てについて、常に審議し、決議することができるわけではない。さらに、書面による議決権の行使（会社法第311条）や電磁的方法による議決権行使（会社法第312条）が認められているところ、株主は、「会議体」に出席しなくても、議決権を行使することができるし、これらの方法によって必要な数の議決権の行使がされた場合には、仮に「会議体」に出席する株主が全くいなかったとしても、株主総会の決議がされたことになる。

このように、現行法は、株主総会が「会議体」であるとしても、実際に「会議体」を開催しなければ、およそ株主総会の決議が存在し得ないとまではしていないし、「会議体」において、株主総会において決議することができる事項の全てについて、常に審議し、決議することができなければならないものともしていない。「会議体」を開催しなくても株主総会の決議があったものとする場合や、「会議体」において審議し、決議することができない場合と

して、どのような場合を想定するのかについては、株主が一堂に会することができる「会議体」として開催し、そこで審議し、決議するという株主総会の基本原則をどの程度重視するかによって様々な考え方があり得るように思われる。

例えば、一般的な上場会社においては、会社法上、株主総会参考書類において情報の開示がされるとともに、書面によって議決権を行使することができるものとされ、実際には、有価証券報告書やそれ以外の任意の方法によって情報が開示されるなどして株主との対話が行われ、株主総会の目的として定められた事項についても事前の議決権の行使によって株主総会が開催される前に大勢が決していることが多いとも指摘されている。このような一般的な上場会社における実情を踏まえると、一定の場合には「会議体」を開催しないことを許容したり、審議し、決議することができる事項を限定することを許容したりすることは考えられないであろうか。

また、会社法上の公開会社でない比較的小規模な株式会社においては、相続等によって株主が分散したり、所在が不明になったりするなどして連絡を取ることが困難な株主がおり、その株主の有する議決権の割合が僅かであるにもかかわらず、会社法第319条の規定によって株主総会の決議を省略することができず、株主総会を招集するものの、結局、上記のような株主が株主総会に出席することはなく、出席した株主の全員の賛成により株主総会の決議がされるといった指摘もある。このような会社法上の公開会社でない比較的小規模な株式会社における実情を踏まえると、一定の場合には「会議体」を開催しないことを許容したり、審議し、決議することができる事項を限定することを許容したりすることは考えられないであろうか。

以上を踏まえ、株主が一堂に会することができる「会議体」として開催し、そこで審議し、決議するというのが株主総会の基本原則であるとしつつも、そのような原則に対して一定の例外を設けることについて、どのように考えるか。そして、このような総論的な議論を行いつつ、意見の集約が可能である範囲を見極め、その範囲において見直しの検討をすることができる事項を取り上げて更に検討を進めるとともに、見直しの検討をすることが困難であると考えられる事項については中長期的な課題であると整理することが考えられるが、このような進め方について、どのように考えるか。

2 事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度の創設

(1) 問題の所在

一般的な上場会社において、株主総会の目的として定められた事項について事前の議決権の行使によって大勢が決している場合や、会社法上の公開会社でない比較的小規模な株式会社において、連絡を取ることが困難な

株主がおり、その株主の有する議決権の割合が僅かであるにもかかわらず、会社法第319条の規定によって株主総会の決議を省略することができない場合等を想定して、一定の場合には「会議体」を開催しなくても株主総会の決議があったものとみなすことを許容することは考えられないであろうか。具体的には、書面等によって事前に議決権を行使することができることとした上で株主総会の招集の手続が行われた場合において、株主総会の目的として定められた事項について、事前の議決権の行使によって決議要件（議決権を行使することができる株主の全員が出席したと仮定した場合における決議要件のことをいう。）を満たしたとき（会社法第309条第1項の規定による普通決議の場合であれば、書面等による事前の議決権の行使により、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数に達したときは、これに該当する。）は、株主総会の決議があったものとみなすことが考えられる²。

(2) 「会議体」を開催しなくても株主総会の決議があったものとみなすことを正当化する根拠

会社法第319条第1項は、株主総会の目的である事項についての提案に対して株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすものとしており、「会議体」の開催をしなくても株主総会の決議があったものとみなすためには、株主の全員の同意が必要であるとしている。株主の全員の同意があれば、「会議体」の開催をしなくても株主総会の決議があったものとみなすことができることについては、異論がないものと思われるが、株主の全員の同意がなければ、「会議体」の開催をしなくても株主総会の決議があったものとみなすことがおよそ不可能であるとまではいえないように思われる。このように考えることができるのであれば、「会議体」の開催をしなくても株主総会の決議があったものとみなすことを正当化する根拠をどこに求めるのかが次に問題となる。

まず、事前の議決権の行使によって決議要件を満たしたことをもって、「会議体」の開催をしなくても株主総会の決議があったものとみなすことが正当化されるという考え方があり得る。ここでいう決議要件とは、議決権を行使することができる株主の全員が出席したと仮定した場合における決議要件であり、例えば、会社法第309条第1項の規定による普通決議の場合であれば、書面等による事前の議決権の行使により、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数に達したときに、この決議要件が満たされたことになる。このような意味における決議要件を満たす場合に

² 経営法友会 会社法研究会「会社法改正に関する提言 株主総会における議決権の事前行使制度および株主提案権について」（2024年9月）1頁～6頁。

は、もはや「会議体」において決議をする実益がないと考えることができるのであれば、このような考え方もあり得るところである。もっとも、書面等によって事前に議決権の行使をした株主であっても、株主総会に出席して、取締役による説明内容等を確認した上で、会場において改めて議決権を行使することもできるのであるから、「会議体」において決議をする実益がないと断言することは困難であるとも考えられる。

次に、事前の議決権の行使によって決議要件を満たすことだけではなく、それによって株主総会の決議があったものとみなす旨の定款の定めがあることもって、正当化されるという考え方もあり得る。この考え方は、事前の議決権の行使によって決議要件を満たしたというだけでは「会議体」において決議をする実益がないとまでは断言することが困難であるということ踏まえ、定款自治によってその正当化を試みるというものである。すなわち、そのような定款の定めがある場合において、事前の議決権の行使によって決議要件が満たされるのであれば、株主参考書類等の事前に開示された情報によって決議をするというのが絶対多数の株主の意思であることが確認されたことになるのであるから、もはや「会議体」において決議をする実益はないということができるし、株式会社の根本規範である定款にそのような定めをすること自体を禁ずる理由はないと考えるものである（事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなされる場合であっても、株主総会を招集した以上は、株主総会を開催しなければならないものとした上で、出席した株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をすることを想定するのであれば（後記(4)参照）、さらに説明しやすくなるようにも思われる。）。

(3) 対象となる株式会社

事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度を創設する場合には、その対象となる株式会社の範囲が問題となる。

この点については、株主が一堂に会することができる「会議体」として開催し、そこで審議し、決議するという株主総会の基本原則をどの程度重視するかによって様々な考え方があり得る。事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度の対象となる株式会社の範囲という観点から意味がありそうな分類を考えると、例えば、①取締役会設置会社でない株式会社、②会社法上の公開会社でない取締役会設置会社、③会社法上の公開会社、④株主の数が1000人以上である株式会社、⑤上場会社（金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社）等が考えられる。これらを検討するに、①については、株主総会の権限が広汎に認められていることを踏まえると、この制度の対象にすることは困難であるようにも考えられる。②から⑤までについては、「会議体」の開催

をしなくても株主総会の決議があったものとみなすことを正当化する十分な根拠があり（上記(2)参照）、書面等によって事前に議決権を行使することができることとした上で株主総会の招集の手続を経ているのであれば、この制度の対象となる株式会社の範囲を殊更限定する必要はないようにも考えられるところであり、そのように考えることができるのであれば、②から⑤までを全て対象とすることも考えられる。これに対し、このような制度は、株主の数が比較的多い株式会社においてのみその必要性が認められると考えるのであれば（例えば、会社法上の公開会社でない比較的小規模な株式会社において、連絡を取ることが困難な株主がおり、その株主の有する議決権の割合が僅かであるにもかかわらず、会社法第319条の規定によって株主総会の決議を省略することができない場合などはやむを得ないとする。）、③から⑤までを対象とする、又は④及び⑤のみを対象とすることも考えられる。

(4) 株主総会の開催の要否

事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなされる場合であっても、株主総会を招集した以上は、株主総会を開催しなければならないものとするのが考えられる。もっとも、開催された株主総会においては、取締役が、計算書類や事業報告の内容を報告したり（会社法第438条第3項、第439条）、出席した株主から特定の事項について説明を求められた場合に当該事項について必要な説明をしたりすることが想定されるのであって、株主総会の目的として定めた事項については既に株主総会の決議があったものとみなされていることから、取締役会設置会社においては、開催された株主総会において議案の提出をすることはできないものとするのが考えられる。このような前提で考えると、開催された株主総会は、株式会社としては、株主総会の決議の取消しのリスクから完全に開放された状態で株主との対話のための機会として活用することが想定されることになる。

他方で、事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなされる場合には、株主総会を開催することを要しないものとする場合にも考えられる。もっとも、株主総会を開催することを要しないものとする場合には、定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないとされていることや（会社法第296条第1項）、株主総会に報告しなければならない事項（会社法第438条第3項、第439条等）の取扱いについて、別途検討する必要がある。また、株主総会の場所を定めて招集の手続を経ている以上、事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなされた時点で株主総会を開催することを要しないものとしても、株式会社における負担が大きく軽減されるとまではいい難いようにも思われるし、株主総会が開催されないことをどのように株主に周

知するののかについても別途検討しなければならず、そのために必要な手続を考えると、株主総会を開催することを要しないものとする実益は乏しいようにも考えられる。このように考えると、事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなされる場合に株主総会を開催することを要しないものとするについては、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

3 会社法第319条第1項の要件の見直し

(1) 問題の所在

会社法第319条第1項は、株主総会の目的である事項についての提案に対して株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすものとしており、「会議体」の開催をしなくても株主総会の決議があったものとするためには、株主の全員の同意が必要であるとしている。この点については、前記1のとおり、特に、会社法上の公開会社でない比較的小規模な株式会社においては、相続等によって株主が分散したり、所在が不明になったりするなどして連絡を取ることが困難な株主がおり、その株主の有する議決権の割合が僅かであるにもかかわらず、会社法第319条の規定によって株主総会の決議を省略することができず、株主総会を招集するものの、結局、上記のような株主が株主総会に出席することはなく、出席した株主の全員の賛成により株主総会の決議がされるといった実情があることから、会社法第319条第1項の要件を見直すことを検討すべきであるとの指摘もある³。

(2) 検討

会社法第319条第1項の要件を見直すことを検討するとしたら、決議要件（議決権を行使することができる株主の全員が出席したと仮定した場合における決議要件のことをいう。）に相当する株主（例えば、会社法第309条第1項の規定による普通決議の場合であれば、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主のことをいう。）の同意をもって足りるものとする考え方や、特別支配株主の株式等売渡請求や略式組織再編の要件を参考に、議決権を行使することができる株主の議決権の10分の9以上を有する株主の同意をもって足りるものとする考え方などがあり得る。

もっとも、上記のような会社法上の公開会社でない比較的小規模な株式会社における実情を考慮しても、このような株式会社においては、株主総

³ 経済産業省経済産業政策局産業組織課『「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会 第3回事務局説明資料』（2024年11月21日）44頁以下。

会の招集の通知を発するのは株主総会の日から1週間前で足りるものとされているのであるから（会社法第299条第1項）、「会議体」の開催をしなくても株主総会の決議があったものとみなすことの実益が必ずしも大きいとはいえない。しかも、上記2の事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度とは異なり、書面等によって事前に議決権を行使することができることとした上で株主総会の招集の手続を経ているわけではなく、株主総会参考書類を招集の通知の際に交付されるとも限らないのであるから、株主が一堂に会することができる「会議体」として開催し、そこで審議し、決議するという株主総会の基本原則をより大きく修正するものであるといわざるを得ない。

したがって、このような見直しを検討することは、少なくとも上記2の事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度の検討をすることよりも困難であり、上記のような実情に対して何らかの対応をするのであれば、上記2の事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度の検討において、対象となる株式会社の範囲を広くすることを検討することが相当であるとも考えられるところである。また、このような見直しを検討するのであれば、省略することができる株主総会の決議の対象を特定の場合に限定するといったことも考えられる。

4 キャッシュ・アウトに関する制度の見直し

(1) 問題の所在

キャッシュ・アウト（株式会社において、少数株主が保有する株式の全部について、その者の承諾を得ることなく金銭を対価として取得すること）の方法としては、主に、①特別支配株主の株式等売渡請求による方法、②株式の併合による方法が利用されている。上場会社を対象会社にする場合においては、公開買付けにより対象会社の総株主の議決権の10分の9以上を取得した場合には①の方法が利用され、公開買付けにより対象会社の総株主の議決権の3分の2以上を取得したものの10分の9には満たない場合には②の方法が利用されることが一般的である。①の方法を利用する場合には、対象会社において必要な手続は取締役会の決議を経ることであり、公開買付けの終了からキャッシュ・アウトの完了まで約1か月から2か月程度で完了することになるが、②の方法を利用する場合には、対象会社において必要な手続は株主総会の決議を経ることであり、公開買付けの終了からキャッシュ・アウトの完了まで約2か月から3か月程度を要することが多く、いずれの場合であってもキャッシュ・アウトが実現することが確実であるにもかかわらず、②の方法を利用する場合には時間もコスト

かかるとの指摘がある⁴。

このような指摘を受けて、例えば、特別支配株主の要件を緩和することは考えられるであろうか。

(2) 検討

特別支配株主の株式等売渡請求は、平成26年の会社法改正によって創設された制度であるが、株式の併合をするのに必要な株主総会の決議を不要とするものであり、株主が一堂に会することができる「会議体」として開催し、そこで審議し、決議するという株主総会の基本原則を修正するものであるということが出来る。このような観点から検討すると、例えば、特別支配株主を総株主の議決権の3分の2以上を有する者とするものについては、上記の原則を正面から否定するものであり、困難であるように思われる。

また、特別支配株主の要件を総株主の議決権の3分の2以上を有する者にまで緩和することはしないにしても、その割合を10分の9よりも小さくすることや、複数の株主の議決権の数を合算することができるものとする⁵なども考えられる。しかしながら、議決権の割合を小さくすることについては、10分の9という割合がいわゆる略式組織再編の要件との平仄を考慮して設定されたものであることからすると、これらの制度との整合性も含めて検討しなければならないし、3分の2よりも大きく10分の9よりも小さい割合が相当であるとの立法事実の有無についても検討しなければならない。また、複数の株主の議決権を合算することについては、特別支配株主の株式等売渡請求によっても親子会社関係が創設されないという事態を認めることとなり、この点についても、容易には決し難いように考えられる。この点については、公開買付けによって取得することができた株式の数に応じてその後の手続が重くなったり、軽くなったりすること自体はやむを得ないことであるようにも考えられる。また、株主総会の決議を経ることの負担を解消するというのであれば、上記2の事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度の検討をすることが相当であるように考えられるし、上記3の会社法第319条第1項の要件の見直しにおいて、省略することができる株主総会の決議の対象を特定の場合に限定する方向で検討し、その中に総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が株式の併合をすることにより唯一の株主となる場合を

⁴ 経済産業省経済産業政策局産業組織課「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会 第3回事務局説明資料」（2024年11月21日）51頁以下。

⁵ 現行法においては、株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」とは、1人（1社）に限られている（坂本三郎編『一問一答 平成26年改正会社法〔第2版〕』（商事法務、2015年）258頁～259頁）。

含めることなどを検討することが相当であるようにも考えられる。

5 その他

前記2から4までのほかにも、「会議体」としての株主総会に意義についての考え方は、本研究会において取り上げられている株主総会に関連する事項に影響を及ぼし得るように思われる。例えば、バーチャル株主総会に関する株主総会の決議の取消しの訴えの特則（いわゆるセーフハーバールール）の内容や、バーチャルオンリー株主総会を開催するための要件の内容を検討する場合などにおいても、「会議体」としての株主総会に意義についての考え方が影響するものと考えられる。

以上